

# 島根県報

第一、四五八号  
平成十五年四月四日  
(金曜日)

## 目次

告示 介護保険法の規定に基づく指定居宅サービス事業者の指定	(高齢者福祉課)	一
県営土地改良事業計画の変更	(農村整備課)	二
土地改良事業施行の同意	( )	二
県営土地改良事業の工事の完了	( )	二
鳥獣保護事業計画の変更	(森林整備課)	二
特定鳥獣保護管理計画の樹立	( )	二
メスジカの捕獲禁止	( )	三
シカの捕獲の制限	( )	三
保安林予定森林(五件)	( )	三
鳥根県漁業近代化資金等利子補給金交付要綱の一部改正	(漁業管理課)	六
正 鳥根県漁業近代化資金利子補給事業実施要綱の一部改正	( )	七
正 鳥根県漁業経営維持安定資金利子補給事業実施要綱の一部改正	( )	七
大規模小売店舗立地法の規定による大規模小売店舗新設の届出	(商工企画課)	七
大規模小売店舗立地法の規定による大規模小売店舗に係る事項の変更の届出(二件)	( )	八
土地収用法の規定に基づく事業の認定	(用地対策課)	一〇

都市計画事業変更の認可 (下水道推進課) 一一

公告  
特定非営利活動法人の定款の変更の申請に係る書類の縦覧 (高齢者福祉課) 一一

基本測量の終了 (用地対策課) 一二

都市計画事業変更の認可(二件) (都市計画課) 一二

## 正誤

平成十三年三月三十日付け島根県報号外第四九号中 (薬事衛生課) 一三

平成十三年三月三十日付け島根県報号外第三六号中 (漁業管理課) 一三

## 告示

### 鳥根県告示第三百四十八号

介護保険法(平成九年法律第百二十三号)第四十一条第一項の規定に基づき、指定居宅サービス事業者を次のとおり指定したので、同法第七十八条第一号の規定に基づき告示する。

平成十五年四月四日

島根県知事 澄田信義

事業者の名称	指定した事業	事業所の名称	事業所の所在地	指定年月日
特定非営利活動法人 まごころサービス松江センター	訪問介護	ヘルパーステーション まごころ	松江市新雑賀町三一七	平成十五年四月一日
特定非営利活動法人 穂なみネット <sup>21</sup>	通所介護	穂なみデイサービスセンター	出雲市里方町字八石原一六番地	平成十五年四月一日

島根県告示第三百四十九号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十七条の三第一項の規定に基づき、松江西部地区を受益地域とする農道事業（県営農林漁業用揮発油税財源身替農道整備事業）の計画を変更したので、同条第六項において準用する同法第八十七条第五項の規定により、次のとおり関係書類を縦覧に供する。

なお、当該事業の利害関係人で当該事業計画の変更に異議のあるものは、縦覧期間満了後十五日以内に申し出らるたい。

平成十五年四月四日

島根県知事 澄 田 信義

一 縦覧に供する書類の名称

松江西部地区農道事業（県営農林漁業用揮発油税財源身替農道整備事業）変更計画書の写し

二 縦覧の期間

告示の日から二十一日間

三 縦覧の場所

松江市役所

島根県告示第三百五十号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第十条第一項の規定により、次のとおり土地改良事業の施行に同意した。

平成十五年四月四日

島根県知事 澄 田 信義

事業主体名	仁多町
事業名	亀高地区農道事業 (農村総合整備統合補助事業)
同意年月日	平成十五年三月二十六日

島根県告示第三百五十一号

次に掲げる県営土地改良事業の工事は完了したので、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第一百三十三条の二第三項の規定により告示する。

平成十五年四月四日

島根県知事 澄 田 信義

事業名	小阿井地区農道事業（県営農林漁業用揮発油税財源身替農道整備事業）
完了年月日	平成十五年三月二十日

島根県告示第三百五十二号

鳥獣保護及狩猟ニ関スル法律（大正七年法律第三十二号）第一条ノ二第三項の規定により、鳥獣保護事業計画を変更したので、同条第四項の規定により告示する。

なお、当該鳥獣保護事業計画は、農林水産部森林整備課、隠岐支庁及び各農林振興センターに備え置いて一般の縦覧に供する。

平成十五年四月四日

島根県知事 澄 田 信義

島根県告示第三百五十三号

鳥獣保護及狩猟ニ関スル法律（大正七年法律第三十二号）第一条ノ三第一項の規定により、特定鳥獣（ツキノワグマ）保護管理計画及び特定鳥獣（ニホンジカ）保護管理計画を樹立したので、同法第一条ノ三第六項において準用する同法第一条ノ二第四項の規定により告示する。

なお、当該計画書は、農林水産部森林整備課、隠岐支庁及び各農林振興センターにおいて一般の縦覧に供する。

平成十五年四月四日

島根県知事 澄 田 信 義

島根県告示第三百五十四号

鳥獣保護及狩猟ニ関スル法律（大正七年法律第三十二号）第一条ノ六第一項の規定により、次のとおり、狩猟鳥獣の捕獲を禁止する件（平成九年環境庁告示第二十三号）第二に代えて、メスジカの捕獲を禁止し、平成十五年十一月一日から施行する。

平成十五年四月四日

島根県知事 澄 田 信 義

捕獲を禁止する区域

隠岐島

国設鳥獣保護区

弥山山地（平田市国富町地内の国道四百三十一号線と市道ロ宇賀西代本線との交差点を起点とし、同国道を西進して主要地方道大社日御碕線及び県道斐川一畑大社線との交差点に至り、同点より主要地方道大社日御碕線と町道海岸線との交点に至り、同地点より稲佐の浜を通り日本海岸に至り同海岸線を北西に進み、日御碕灯台海岸を経て東進し、河下港を経て布施灘海岸に至り、同海岸より県道斐川一畑大社線と県道鰐淵寺線との交点に至り、同地点より県道鰐淵寺線を南東に進み、市道ロ宇賀西代本線に接し、同市道を南東に進み、前記起点と結んだ区域）

島根県告示第三百五十五号

鳥獣保護及狩猟ニ関スル法律（大正七年法律第三十二号）第一条ノ六第一項の規定により、次のとおり、狩猟鳥獣の捕獲を禁止、制限する件（昭和五十三年環境庁告示第四十三号）の一に代えて、シカの捕獲を制限し、平成十五年十一月一日から施行する。

平成十五年四月四日

島根県知事 澄 田 信 義

一 捕獲の制限の内容

シカは、一日当り二頭を超えて捕獲をしてはならない。

二 捕獲を制限する区域

次の区域を除く県内の区域

隠岐島

国設鳥獣保護区

弥山山地（平田市国富町地内の国道四百三十一号線と市道ロ宇賀西代本線との交差点を起点とし、同国道を西進して主要地方道大社日御碕線及び県道斐川一畑大社線との交点に至り、同点より主要地方道大社日御碕線と町道海岸線との交点に至り、同地点より稲佐の浜を通り日本海岸に至り同海岸線を北西に進み、日御碕灯台海岸を経て東進し、河下港を経て布施灘海岸に至り、同海岸より県道斐川一畑大社線と県道鰐淵寺線との交点に至り、同地点より県道鰐淵寺線を南東に進み、市道ロ宇賀西代本線に接し、同市道を南東に進み、前記起点と結んだ区域）

島根県告示第三百五十六号

次の森林を保安林予定森林にする旨の通知を受けたから、森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十条の規定により告示する。  
平成十五年四月四日

島根県知事 澄 田 信 義

一(一) 保安林予定森林の所在場所

- 平田市国富町字中島二九二の一、二九二の二、二九三、二九三の一、二九三の二、二九八の三、三〇四の二、三〇五の一、三〇五の二、三〇六、三一一から三一一まで、字丹堀二〇〇九、二〇〇九の一、二〇〇九統一、二〇〇九の二、二〇一〇から二〇一一まで、二〇一三の一、二〇一三の二、二〇一六、二〇一七、二〇一八の一から二〇一八の六まで、二〇一九の一から二〇一九の四まで、二〇二〇、二〇二一、二〇二二の二から二〇二三の四まで、二〇二四の一から二〇二四の二二まで、二〇二五の一から二〇二五の六まで、二〇二六の一から二〇二六の四まで、二〇二七、二〇二七の一、二〇二七の二、二〇二八

二(一) 指定の目的

土砂の流出の防備

(三) 指定施業要件

1 立木の伐採の方法

(1) 主伐は、択伐による。

(2) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る

市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

2 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

(一) 保安林予定森林の所在場所

平田市国富町字中島三一四の一、三一四の二、三一四の一〇から三一四の一三まで、

三一六の八から三一六の一〇まで、字丹堀九〇五、九〇六、一九九二の一、一九九四、

一九九五、一九九六の一から一九九六の三まで、一九九七、一九九八、一九九九の一、

一九九九の二、二〇〇〇、二〇〇一の一、二〇〇二、二〇〇三の一、二〇〇三の二、

二〇〇四、二〇〇四の一、字鳥居二一六八、一一六九の六、一一六九の七

(二) 指定の目的

土砂の崩壊の防備

(三) 指定施業要件

1 立木の伐採の方法

(1) 主伐は、択伐による。

(2) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る

市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

2 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を島根県庁及び平田市役所に備え置いて縦覧に供する。)

島根県告示第三百五十七号

次の森林を保安林予定森林にする旨の通知を受けたから、森林法(昭和二十六年法律第  
二百四十九号)第三十条の規定により告示する。

平成十五年四月四日

島根県知事 澄 田 信 義

一 保安林予定森林の所在場所

平田市国富町字旅伏丹堀二一〇の一、二二〇九の四、二二〇九の五、二二〇九の八  
六から二二〇九の九三まで、二二〇九の一一八

二 指定の目的

土砂の流出の防備

三 指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

1 主伐は、択伐による。

2 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市

町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(二) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を島根県庁及び平田市役所に備え置いて縦覧に供する。)

島根県告示第三百五十八号

次の森林を保安林予定森林にする旨の通知を受けたから、森林法(昭和二十六年法律第  
二百四十九号)第三十条の規定により告示する。

平成十五年四月四日

島根県知事 澄 田 信 義

一 保安林予定森林の所在場所

美濃郡美都町大字朝倉二九五、二九六、二九八、六六六、六六七、六六九から六七五  
まで、六七五の一、六七五統一、六七五の二、六七五統一、六七五統一、六七五統一、六八  
〇、六八八の一、六九〇から六九四まで、七七二、七七三、七七四、七七四の一、七七  
五、七七五の一、七七六、七七六の一、七七六の二、七七七、七七七の三、七八九の一  
から七八九の四まで、七九〇の一から七九〇の六まで、七九一

二 指定の目的

土砂の流出の防備

三 指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

- 1 次の森林については、主伐は、択伐による。  
 大字朝倉六六六、六六七、六六九、六七〇、六七二から六七四まで、七七二、七七三、七七四、七七四の一、七七五、七九〇の一、七九〇の二、七九〇の五、七九〇の六、七九一

2 その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

3 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

4 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。  
 (「次のとおり」は、省略し、その関係書類を島根県庁及び美都町役場に備え置いて縦覧に供する。)

島根県告示第三百五十九号

次の森林を保安林予定森林にする旨の通知を受けたから、森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第三十条の規定により告示する。  
 平成十五年四月四日

保安林予定森林の所在場所

島根県知事 澄 田 信 義

美濃郡美都町大字都茂一七から二〇まで、二二の一、二二の二、二二の三、二三の一から二三の三まで、二四、二五の一、二五の二、二六の一、二六の二、二七の一、二七の二、二八から三〇まで、五〇三二の二から五〇三二の七まで

二 指定の目的

水源のかん養

三 指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

1 主伐に係る伐採種は、定めない。

2 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。  
 (「次のとおり」は、省略し、その関係書類を島根県庁及び美都町役場に備え置いて縦覧に供する。)

島根県告示第三百六十号

次の森林を保安林予定森林としたから、森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第三十条の二第一項の規定により告示する。  
 平成十五年四月四日

島根県知事 澄 田 信 義

保安林予定森林の所在場所

一 能義郡伯太町大字下十年畑六一五、六一六、六一七の一、六一七の二、六一八の一、六一九の一、六二〇の一、六二一の一

二 指定の目的

水源のかん養

三 指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

1 主伐に係る伐採種は、定めない。

2 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。  
 (「次のとおり」は、省略し、その関係書類を島根県庁及び伯太町役場に備え置いて縦覧に供する。)

島根県告示第百六十一号

島根県漁業近代化資金等利子補給金交付要綱(平成十三年島根県告示第百六十七号)の一部を次のように改正する。

平成十五年四月四日

島根県知事 澄 田 信 義

別表第二中

年一・二五パーセント	年一・二五パーセント	年一・二五パーセント	年一・二五パーセント	年一・二五パーセント
年一・〇五パーセント	年一・〇五パーセント	年一・二五パーセント	年一・二五パーセント	年一・〇五パーセント
年一・二五パーセント	年一・二五パーセント	年一・二五パーセント	年一・二五パーセント	年一・二五パーセント
年〇・四五パーセント	年〇・四五パーセント	年一・二五パーセント	年一・二五パーセント	年一・〇五パーセント
年〇・四五パーセント	年〇・四五パーセント	年一・二五パーセント	年一・二五パーセント	年一・〇五パーセント

を

年一・二五パーセント	年一・二五パーセント	年一・二五パーセント	年一・二五パーセント	年一・二五パーセント
年一・〇五パーセント	年一・〇五パーセント	年一・二五パーセント	年一・二五パーセント	年一・〇五パーセント
年一・二五パーセント	年一・二五パーセント	年一・二五パーセント	年一・二五パーセント	年一・二五パーセント
年〇・四五パーセント	年〇・四五パーセント	年一・二五パーセント	年一・二五パーセント	年一・〇五パーセント
年〇・四五パーセント	年〇・四五パーセント	年一・二五パーセント	年一・二五パーセント	年一・〇五パーセント

に

改める。

附 則

1 この告示は、平成十五年四月四日から施行する。

2 この告示による改正後の島根県漁業近代化資金等利子補給金交付要綱の規定は、平成十五年三月十九日以後に貸し付けられた別表第一の上欄に掲げる資金(以下「島根県漁業近代化資金等」という。)について適用し、同日前に貸し付けられた島根県漁業近代

化資金等については、なお従前の例による。

島根県告示第百六十二号

島根県漁業近代化資金利子補給事業実施要綱(平成十三年島根県告示第百六十八号)の一部を次のように改正する。

平成十五年四月四日

島根県知事 澄田信義

別表中

年一・一パーセント以内
年一・二パーセント以内
年一・一パーセント以内

を

年一・〇パーセント以内
年一・一パーセント以内
年一・〇パーセント以内

に改める。

附 則

- この告示は、平成十五年四月四日から施行する。
- この告示による改正後の島根県漁業近代化資金利子補給事業実施要綱の規定は、平成十五年三月十九日以後に貸し付けられた島根県漁業近代化資金について適用し、同日前に貸し付けられた島根県漁業近代化資金については、なお従前の例による。

島根県告示第百六十三号

島根県漁業経営維持安定資金利子補給事業実施要綱(平成十三年島根県告示第百六十九号)の一部を次のように改正する。

平成十五年四月四日

島根県知事 澄田信義

第五条第二号中「一・一パーセント」を「一・〇パーセント」に改める。

附 則

- この告示は、平成十五年四月四日から施行する。
- この告示による改正後の島根県漁業経営維持安定資金利子補給事業実施要綱の規定は、平成十五年三月十九日以後に貸し付けられた島根県漁業経営維持安定資金について適用し、同日前に貸し付けられた島根県漁業経営維持安定資金については、なお従前の例による。

島根県告示第百六十四号

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第五条第一項の規定による届出があったので、同条第三項の規定により、次のとおり告示する。

なお、この告示に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この告示の日から四月以内に、次の四に定めるところにより意見を述べることができる。

平成十五年四月四日

島根県知事 澄田信義

一 届出の概要

- 大規模小売店舗の名称及び所在地  
みしまや田和山店 島根県松江市乃木福富町一九街区
- 大規模小売店舗を設置する者の名称、代表者の氏名及び住所  
有限会社みしまや 代表取締役 三島敏功 島根県松江市雑賀町九九番地
- 大規模小売店舗において小売業を行う者の名称、代表者の氏名及び住所  
有限会社みしまや 代表取締役 三島敏功 島根県松江市雑賀町九九番地  
有限会社サンアイ 代表取締役 三島敏功 島根県松江市南田町一二四番一  
ふらわあ・ショップほそだ 細田雄治 島根県松江市西川津町一三七八番地  
京楽庵 金坂康夫 島根県松江市八雲台二一一―三二  
昭和食品株式会社 代表取締役 新延勝巳 福岡県北九州市門司区黄金町六番二八号

有限会社桂月堂 代表取締役 小西章文 島根県松江市天神町九七番地

株式会社プラザクリエイト 常務取締役 黒松進 東京都千代田区五番町一番地

有限会社モリキョ 代表取締役 荒木貴司 島根県出雲市今市町二五九一

有限会社森山園 代表取締役 森山浩吉 島根県松江市東朝日町二六七一四

4 大規模小売店舗の新設をする日

平成十五年十一月二十一日

5 大規模小売店舗内の店舗面積の合計

二、四一〇・六六平方メートル

6 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項

(一) 駐車場の位置及び収容台数

一五七台 店舗所在地内

(二) 駐輪場の位置及び収容台数

七二台 店舗所在地内

(三) 荷さばき施設の位置及び面積

二九・八二平方メートル 店舗所在地内

(四) 廃棄物等の保管施設の位置及び容量

八一立法メートル 店舗所在地内

7 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

(一) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

開店時刻 午前九時 閉店時刻 午後二十四時

(二) 来客が駐車場を利用することができる時間帯

午前八時三十分から午後二十四時三十分まで

(三) 駐車場の自動車の出入口の数

四カ所

(四) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯

午前四時から午後七時まで

二 届出年月日 平成十五年三月二十日

三 届出及び添付書類の縦覧場所

松江市商工課(松江市末次町八六番地)

四 意見書の提出先、意見書に記載すべき事項等

1 意見書の提出早紀

松江市殿町一番地 島根県商工労働部商工企画課

2 意見書に記載すべき事項

(一) 氏名又は名称及び住所(団体にあつてはその名称、代表者の氏名及び住所、法人にあつてはその名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地)

(二) (一)の記載事項についての公表の意思の有無

(三) 意見書の対象となる大規模小売店舗の名称及び所在地

(四) 意見の内容

(五) 意見を述べる理由

3 その他

意見書に記載する氏名は、自署によること。

島根県告示第三百六十五号

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第八條第二項の規定による届出があつたので、同条第三項において準用する同法第五條第三項の規定により次のとおり告示する。

なお、この告示に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この告示の日から四月以内に、次の四に定めるところにより意見を述べることができる。

平成十五年四月四日

島根県知事 澄 田 信 義

一 届出の概要

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

ゆめタウン浜田 島根県浜田市港町二二七番地一外

2 大規模小売店舗を設置する者の名称、代表者の氏名及び住所

株式会社イズミ 代表取締役社長 山西泰明 広島県南区京橋町二番二二号

3 変更しようとする事項

(一) 駐車場の位置

島根県告示第三百六十六号

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)附則第五条第一項の規定による届出があったので、同条第六項第三項において準用する同法第五条第三項の規定により次のと

(一) (変更前) 店舗敷地内 九箇所  
 (変更後) 店舗敷地内 十一箇所

(二) 駐輪場の位置  
 (変更前) 店舗敷地内 三箇所  
 (変更後) 店舗敷地内 二箇所

(三) 駐車場の自動車の出入口の数及び位置  
 (変更前) 二十三箇所  
 (変更後) 二十四箇所

4 変更の年月日  
 平成十五年十一月二十一日

二 届出年月日 平成十五年三月二十日

三 届出及び添付書類の縦覧場所 浜田市商工観光課(浜田殿町一番地)

四 意見書の提出先、意見書に記載すべき事項等

1 意見書の提出先  
 松江市殿町一番地 島根県商工労働部商工企画課

2 意見書に記載すべき事項  
 (一) 氏名及び住所(団体にあつては、その名称、代表者氏名及び住所、法人にあつてはその名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地)  
 (二) (一)の記載事項についての公表の意思の有無  
 (三) 意見書の対象となる大規模小売店舗の名称及び所在地  
 (四) 意見の内容  
 (五) 意見を述べる理由

3 その他  
 意見書に記載する氏名は、自署によること。

おり告示する。

なお、この告示に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この告示の日から四月以内に、次の四に定めるところにより意見を述べる事ができる。

平成十五年四月四日

島根県知事 澄 田 信 義

一 届出の概要

1 大規模小売店舗の名称及び所在地  
 石央プラザ 浜田市相生町一三九一番地八

2 大規模小売店舗を設置する者の名称、代表者の氏名及び住所  
 宮田建設工業株式会社 代表取締役 宮田弘  
 朝日木材工業株式会社 代表取締役 日向秀行  
 龍河商事株式会社 代表取締役 龍河重雄

3 変更しようとする事項  
 (一) 営業時間  
 (変更前) 午前十時～午後八時  
 (変更後) 午前九時三十分～午後八時三十分  
 (二) 駐車場を利用できる時間  
 (変更前) 午前九時三十分～午後八時三十分  
 (変更後) 午前九時～午後九時

4 変更の年月日  
 平成十五年五月十五日

二 届出年月日 平成十五年三月二十四日

三 届出及び添付書類の縦覧場所 浜田市商工観光課(浜田殿町一番地)

四 意見書の提出先、意見書に記載すべき事項等

1 意見書の提出先  
 松江市殿町一番地 島根県商工労働部商工企画課

2 意見書に記載すべき事項  
 (一) 氏名及び住所(団体にあつては、その名称、代表者氏名及び住所、法人にあつて

はその名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地)

- (一) の記載事項についての公表の意思の有無
- (二) 意見書の対象となる大規模小売店舗の名称及び所在地
- (三) 意見の内容
- (四) 意見を述べる理由
- (五) その他

意見書に記載する氏名は、自署によること。

### 島根県告示第三百六十七号

土地収用法（昭和二十六年法律第二百十九号）第二十条の規定に基づき事業の認定をしたので、次のとおり告示する。

平成十五年四月四日

島根県知事 澄 田 信 義

一 起業者の名称

出雲市

二 事業の種類

新内藤川親水公園整備事業及びこれに伴う市道四絡六十三号線改良事業

三 起業地

イ 収用の部分

島根県出雲市矢野町地内

ロ 使用の部分

なし

四 事業の認定をした理由

(1) 土地収用法第二十条第一号の要件への適合性について

新内藤川親水公園整備事業及びこれに伴う市道四絡六十三号線改良事業（以下「本件事業」という。）は、土地収用法（以下「法」という。）第三条第一号に掲げる「道路法（昭和二十七年法律第八十号）による道路」及び第三条第三十二号に掲げる「国又は地方公共団体が設置する公園等」に該当するため、法第二十条第一号の要

件を充足するものと判断される。

(2) 土地収用法第二十条第二号の要件への適合性について

本件事業の起業者である出雲市は、平成十五年以降に財源措置を講じる予定であるが、用地取得については出雲市土地開発公社が先行取得することとなり、これに伴う債務負担行為が既になされているため、法第二十条第二号の要件を充足するものと判断される。

(3) 土地収用法第二十条第三号の要件への適合性について

① 本件事業の施行により得られる利益は、水辺空間の整備による良好な景観形成の実現及び住民の交流・憩いの場として提供されることによる余暇の有効利用化の促進等である。

② 一方、本件事業の施行により失われる利益については、起業地の選定に当たり、複数の候補地の中から社会的条件、技術的条件及び経済的条件等を比較検討した結果それらの条件を最も良く満たすものを採用していること等から、軽微なものであると考えられる。

③ ①で述べた得られる利益と②で述べた失われる利益とを比較衡量した結果、前者が後者に優越すると認められる。

④ また、本件事業に係る起業地は、公園の施設規模及び利用目的等から勘案し、必要最小限度の範囲であると認められる。

よって、本件事業は法第二十条第三号の要件を充足するものと判断される。

(4) 土地収用法第二十条第四号の要件への適合性について  
本件事業は、まちづくりと一体となった水辺空間の整備を図るものであり、環境意識や健康志向が高まる中で地域住民から継続的に公園整備の要望がなされていることから早急に施行されるべき事業であり、土地を収用し、又は使用する公益上の必要があると認められるため、法第二十条第四号の要件を充足するものと判断される。

(5) 結論

既述のとおり、本件事業は法第二十条各号の要件を充足するものと判断される。よって、本件事業について、法第二十条の規定に基づき、事業の認定をするものである。

五 土地収用法第二十六条の二第二項の規定による図面の縦覧場所

出雲市役所

島根県告示第三百六十八号

都市計画法（昭和四十三法律第百号）第六十三条第一項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第二項において準用する同法第六十二条第一項の規定により次のとおり告示する。

平成十五年四月四日

島根県知事 澄 田 信 義

一 施行者の名称

東出雲町

二 都市計画事業の種類及び名称

松江圏都市計画下水道事業

東出雲町公共下水道

三 事業施行期間

昭和五十二年八月九日から平成二十一年三月三十一日まで

四 事業地

(一) 収用の部分

昭和五十二年島根県告示第六百九号、昭和五十四年島根県告示第百十五号、昭和五十六年島根県告示第八百八十二号、昭和六十一年島根県告示第九百二十九号、平成元年島根県告示第八百三十号、平成四年島根県告示第四百八十三号、平成七年島根県告示第八百六十九号及び平成十二年島根県告示第六百九十一号の事業地に東出雲町大字出雲郷字砂口、字大木、字塩辛田、字江戸夫、字東灘、字新町、字猿地、字赤坂、字寺床、字真ノ前、字中島、字中原、字川端、字新町灘、字濱田、字新町橋詰、字新町土橋詰、字新開灘、字新町大橋詰、字後谷、字鶴ノ木、字松ノ前、字東泉寺、字恵比須、字大繩手、字西灘、大字揖屋町字宮ノ後、字塩津、字福代、字椎ノ木、字横枕、字神子谷、字崎田、字一本松、字澤尻、字勇才、字竹ノ下、字四ツ廻、字清水廻、字寺ノ前、字附谷、大字意東字金成山及び字松原を追加する。

(二) 使用の部分

昭和五十二年島根県告示第六百九号、昭和五十四年島根県告示第百十五号、昭和五十六年島根県告示第八百八十二号、昭和六十一年島根県告示第九百二十九号、平成元年島根県告示第八百三十号、平成四年島根県告示第四百八十三号、平成七年島根県告示第八百六十九号及び平成十二年島根県告示第六百九十一号の事業地に東出雲町大字出雲郷字下鶴貫、字深田、字巖石、字大畑、字才ノ峠、字大刎、字溝越、字石持、字丁ヶ坪、字茶屋前、字姫津谷、字松山、字荷延、字毛須田、字栗坪、字菴丁田、字丸反田尻、字御器田、字貝曲り、字三反田、字以下前、字場下尻、字白尾、字赤廻、字下小路、字柳廻、字東泉寺、字鶴ノ木、字鳥廻、字堂ノ前、字提端、字提内、字井戸尻、字三百水、字後ノ谷、字別所越、字水越、字水越山、字三澤、字灰焼、字城ノ前、字本谷、字平畑ヶ、字出家敷、字乾、字的場、字中谷、字堂免、字月貫、字峯山、大字揖屋町字惣十屋敷、字屋敷田、字葛田、字場ノ前、字平賀、字横枕、字大平賀、字椎ノ木、字泉田、字鼻操、字山廻給、字家ノ廻、字家ノ前、字基ノ前、字須田谷、字梅ノ木原、字面廣、字持僧、字九斗尻、字前田、字金山、字屋敷余り、字清吉田、字石古摺、字焼田、字柳掘、字家ノ上、字畑ヶ田、字畑田、大字下意東字サイハセ、字穴田、字塚田、字岩屋、字白漁場、字砂堀田、字ユガミ松、字荒神谷、字木ノ前、字竹山、字榎廻、字赤田、字焼御堂、字草葉、字丸谷、字坂ノ元、字山巻、字山マキ、字以下の奥、字新開、字芥子田、字萬蔵及び字金成山を追加し、東出雲町大字出雲郷字恵比須、字鶴貫、字砂口、字大木、字真ノ前、字赤坂、字猿地、字来光寺、字竹の花、字塚廻、字古寺、字丹後地藏、字古城、字大繩手、字松ノ前、字新提合、字後谷、大字揖屋町字竹ノ下、字小廻、字五反田元屋敷、字中津、字荒神前1、字京田、字床下、字坂根、字吞水、字附谷、字塩津、大字下意東字崎田、字若狭、字元以下、字藤谷福代、字石灰、字塩津、字椎木、字藤合、字神子谷、字キナキ、字中山、字長通シ、字地焼、字寺ノ前、字町役、字高野寺、字萩中、字ハネ穴、字折返し及び字松原を変更する。

公 告

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二十五条第四項の規定に基づき定款の変更の認証申請があったので、同条第五項において準用する第十条第二項の規定により、

次のとおり縦覧に供する。

平成十五年四月四日

島根県知事 澄 田 信 義

一 申請のあった年月日

平成十五年三月十三日

二 申請に係る特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人 エプロンの会

三 代表者の氏名

森山八洲恵

四 主たる事務所の所在地

島根県安来市安来町一五七六番地

五 定款に記載された目的

この法人は、在宅で援助が必要な人々に対して、住民参加と助けあいの精神のもとに、地域に根ざした福祉サービスを提供し、すべての人々が健やかに暮らせる地域社会づくりに地域福祉の増進に寄与することを目的とする。

六 縦覧に供する書類

変更後の定款

七 縦覧期間

申請書を受理した日から二月間

八 縦覧場所

県政情報センター(県庁南庁舎一階)

測量法(昭和二十四年法律第百八十八号)第十四条第二項の規定に基づき、次の基本測量は、平成十五年二月二十八日に終了した旨国土交通省国土地理院長から通知を受けたので、同条第三項の規定により公告する。

平成十五年四月四日

島根県知事 澄 田 信 義

一 作業種類

基本測量(二等重力測量)

二 作業期間

平成十四年八月一日から平成十五年一月三十一日まで

三 作業地域

浜田市・大田市

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第六十三条第二項の規定において準用する同法第六十二条第一項の規定により、都市計画事業の事業計画変更の認可の告示(平成十五年三月二十四日中国地方整備局告示第三十六号)があったので、同法第六十六条の規定により、都市計画事業の施行について次のとおり公告する。

平成十五年四月四日

島根県知事 澄 田 信 義

一 都市計画事業の種類及び名称

浜田市都市計画及び江津都市計画公園事業

九・六・一号 石見海浜公園

二 施行者の名称

島根県

三 事務所の所在地

浜田市片庭町二五四 浜田土木建築事務所

四 事業地

収用の部分

浜田市国分町地内及び久代町地内

江津市波子町地内及び敬川町地内

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第六十三条第二項の規定において準用する同法第六十二条第一項の規定により、都市計画事業の事業計画変更の認可の告示(平成十五年三月二十四日中国地方整備局告示第三十七号)があったので、同法第六十六条の規定によ

り、都市計画事業の施行について次のとおり公告する。

平成十五年四月四日

島根県知事 澄田信義

一 都市計画事業の種類及び名称

益田都市計画公園事業

九・六・一号 万葉公園

二 施行者の名称

島根県

三 事務所の所在地

益田市昭和町一三一 益田土木建築事務所

四 事業地

収用の部分

益田市高津町地内及び飯田町地内

正 誤

平成十三年三月三十日付け島根県報号外第四九号中に誤りがあったので、次のように訂正する。

ページ 段 行 誤 正

三 下 始めから二

誤

誤

平成十三年三月三十日付け島根県報号外第三六号中に誤りがあったので、次のように訂正する。

ページ 十 段 行 誤 正  
下 始めから五  
措置機関  
据置期間

毎週火・金曜日発行

平成十五年四月四日印刷  
平成十五年四月四日発行

発行者  
島  
根  
県

発行所  
松江市学園南町  
松島陽根印刷所

定価一箇月 金二千四百二十円(送料共)